

茅ヶ崎市感染症予防計画 令和7年度進捗管理シート

No.	市予防計画（抜粋）			実施項目	令和7年度の実施状況（実績）
1	第1 感染症予防の推進の基本的な考え方	1 事前対応型行政の構築	本市は、県が設置する感染症対策協議会を活用し、予防計画等について協議を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗確認を行うことで、平時より感染症の発生及びまん延を防止するための取組について関係者が一体となって改善を図ります。	本計画の進捗確認	●茅ヶ崎市感染症予防計画連絡調整会議を開催し、令和6年度の実施状況及び令和7年度の取組内容の共有、確認及び市民に公表を行いました。 ●神奈川県感染症対策協議会で、本市の予防計画における令和6年度の数値目標に係る実施状況を報告しました。（詳細はNo.18に再掲）
2		1 感染症の発生の予防のための施策に関する基本的な考え方	予防接種による予防が可能であり、かつ、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、実施体制の整備等を進め、予防接種法に基づき適切に予防接種が行われることが重要です。 そこで、本市は、予防接種の実施に当たり、医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進等、対象者が予防接種を安心して受けられる環境の整備を行います。 さらに、予防接種を希望する者に対し予防接種を受けられる場所、医療機関等に関する情報を積極的に提供していくこととします。	予防接種を安心して受けられる環境の整備	●医師会と連携し、予防接種法に基づく定期接種を実施しました。 ●こどもの予防接種では、対象者への予防票送付に加え、子宮頸がんや第2期MRワクチン、また二種混合の未接種者へ個別通知を行いました。おとなの予防接種では、高齢者肺炎球菌感染症と带状疱疹予防接種の対象者へ個別通知を行いました。 ●広報紙やデジタルサイネージ、LINE等の媒体を活用するとともに、医療機関へポスター掲示依頼をするなど、接種を希望される方が接種の機会を逃すことのないよう、積極的に情報発信を行いました。
3	第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	2 感染症発生動向調査	法では、感染した場合の症状の重篤度、感染力等に応じて、感染症を一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症に類型化しています。（感染症の類型は『Ⅲ 資料集』参照。） 一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、法に基づく健康診断等の措置及び患者に対する良質かつ適切な医療の提供が必要です。四類感染症については、病原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等の措置が、迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があります。これらのことから、医師は法第12条に基づき保健所長へ届出を行います。 また、本市は、医師会等を通じて感染症に係る医師の届出の義務について周知徹底を図ります。 さらに、感染症の発生届の情報を迅速かつ効率的に収集し、地域における感染症の流行状況を把握できるようにするため、多くの医療機関において電磁的方法による届出が促進されるよう周知を図ります。	感染症に係る医師の届出の義務について周知徹底（電磁的方法による届出を含む。）	●医師会を通じて、関係医療機関に対し事務連絡を発出し、感染症法第12条に基づく届出の義務及び感染症サーベイランスシステムを活用した電磁的方法による発生届の提出促進について周知を図るとともに、ホームページでも同様に広く周知しました。
4		4 感染症の予防のための対策と食品保健対策の連携	飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防に際し、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導は、他の食中毒対策と併せて食品保健部門が主体となり、二次感染によるまん延の防止等の情報の公表や指導については感染症対策部門が主体となることから、感染症対策部門と食品保健部門の効果的な役割分担と連携を行います。	感染症対策部門と食品保健部門の効果的な役割分担と連携	●年間を通じて食品営業許可施設や給食施設等に立入検査を行い、食品を介した感染症の発生予防について指導を行いました。 ●食品収去検査を計画に沿って実施し、食品の安全性について検査結果をもとにした指導を行いました。加えて、食品関連事業者向け食品衛生講習会を実施し、知識の伝達に努めました。 ●社会福祉施設において、ノロウイルス等による食品媒介感染症が発生した際に、衛生課と連携し、おむつ交換や嘔吐物処理等による二次感染の対策方法を指導しました。 ●高齢者施設において感染性胃腸炎の集団発生が複数回あったことから、発生した施設には個別に出向いて研修を実施しました。 ●食品媒介感染症について住民から相談を受けたため、関係課と連携し、ヒトからヒトへの二次感染が起きないように消毒方法の指導を行いました。
5					
6		5 感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携	(1) 本市では、平時において水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生を予防するため、感染症対策部門と環境衛生部門が相互に連携し、住民に対する正しい知識の普及、情報の提供及び関係業種等への指導を行います。	住民に対する正しい知識の普及、情報の提供及び関係業種等への指導	●施設管理者に対し、立入検査時に、水道等設備や衛生害虫等を介した感染症の予防について指導しました。 ●市ホームページ等を用いての注意喚起、情報発信に努めました。市民からの相談には、必要に応じて専門業者の紹介を行いました。
7	第3 感染症まん延の防止のための施策に関する事項	1 0 情報の公表	本市は、情報の公表に当たっては、感染症の発生状況や感染症に関する基本的な知識や医学的知見、感染症の予防方法等、住民が感染予防対策を講ずる上で有益な情報について、無用な混乱を招かないように配慮しつつ、可能な限り提供します。 なお、住民が感染症に関する情報を収集するに当たっては、様々な媒体が利用されていることから、情報の性質、即時性及び情報媒体の利用率等を勘案し、効果的な媒体を複数設定し、効率的な情報の公表に努めます。 また、適切な情報提供を随時行うことができるよう、市ホームページの記載の充実を図ります。	情報発信の充実	●感染症流行発生時の注意喚起や海外渡航時の予防対策や国の予防週間等に合わせた普及啓発など、感染症の対策に関する情報について、広報紙、ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等の様々な広報媒体を活用し、積極的な情報発信を行いました。 ●感染症発生動向調査週報に感染症の流行状況や予防方法など保健所からのお知らせを掲載する等、情報発信の充実に努めました。

茅ヶ崎市感染症予防計画 令和7年度進捗管理シート

No.	市予防計画（抜粋）			実施項目	令和7年度の実施状況（実績）
8		1 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方	本市は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し、精度管理等を実施することとします。	検査能力の向上	●病院等への立入検査を通じて、適正な検査が行われるよう指導・助言をしました。
9	第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	2 本市における病原体等の検査の推進	本市は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、感染症対策協議会等を活用し、県衛生研究所や保健所における病原体等の検査に係る役割分担を明確にした上で連携を図ります。 本市は、地方衛生研究所等を設けていないことから、県衛生研究所と連携することにより検査に必要な対応を行います。 本市は、新興感染症のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、県と連携し、民間検査機関又は医療機関との検査等措置協定等により、平時から計画的に準備を行います。	検査体制の整備	●新興感染症発生時、検査体制を速やかに整備できるよう、検査業務委託に係る仕様書案を作成しました。
10	第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	4 関係機関及び関係団体との連携	地域における感染症対策の中核的機関である保健所を有する本市は、感染症指定医療機関や医療関係団体等との緊密な連携を図ります。 また、一般の医療機関は、多くの場合感染症の患者を診察する最初の医療機関となることから、当該医療機関での対応が感染症の予防の観点からも、また、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも極めて重要です。このため、本市は、医療関係団体との連携を通じて、一般の医療機関との有機的な連携を図ります。	一般の医療機関との連携の確保	●国や県からの医務関係通知については、必要に応じて医療関係団体に情報提供し連携を図りました。県内で麻疹の発生が多く報告された際には、医師会を通じて関係医療機関に麻疹に関する情報提供を行いました。 ●二類感染症の結核については、感染症指定医療機関と連携しまん延の防止に努めるとともに、医療機関等が参加する結核医療従事者研修会やコホート検討会を開催しました。また、感染症防止対策地域連携合同カンファレンスに参加し、医療機関等と連携を図りました。 ●国等からの医務関係通知については、必要に応じて医療関係団体へ情報提供し、連携を図りました。
12		2 本市における感染症の患者の移送のための体制の確保の方策	感染症の患者の移送について、平時から本市の関係部局内で連携し、役割分担及び人員体制の整備を図ります。	移送に係る本市の関係部局内における役割分担及び人員体制の整備	●市立病院及び消防本部等と連携し感染症患者の移送訓練を実施しました。 ●移送の手引きを作成しました。
13	消防本部と連携し、感染症の患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について、地域の救急搬送体制の確保の観点にも十分留意して役割分担を協議します。		消防との役割分担の確認	●消防本部と連携し、「感染症患者等の移送に関する取決め事項」の改定及びアイソレータ（患者移送用陰圧装置）等の取り扱いを含めた移送訓練を実施しました。	
14	一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の発生に備え、移送に必要な車両の確保、民間移送機関や民間救急等の活用を検討することにより、体制の確保に努めます。 また、高齢者施設等に入所しており配慮を必要とする者の移送については、高齢者施設等の関係団体等とも連携し、移送の際の留意事項を含めて協議します。		移送の民間委託についての検討	●民間事業者と「感染症患者の移送業務に関する協定書」を締結しました。引き続き、必要に応じて協定内容の確認や見直しを含めた協議等を実施することとしました。	
15	第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項		配慮を必要とする者の移送に係る検討	●高齢者施設等に入所しており配慮を必要とする方の移送に資する体制確保のため、民間事業者と「感染症患者の移送業務に関する協定書」の締結及び移送の手引を作成しました。引き続き、必要に応じて協定内容の確認や見直しを含めた協議等を実施することとしました。	
16			緊急時における本市保健所の所管域を越えた移送が必要な場合の対応方法について、あらかじめ県及び民間事業者等と協議します。	緊急時における本市保健所の所管域を越えた移送が必要な場合の対応方法の確認	●民間事業者と「感染症患者の移送業務に関する協定書」を締結するとともに、消防本部との「感染症患者等の移送に関する取決め事項」を改定し移送体制を確保しました。引き続き、必要に応じて消防本部や協定先と協定等の内容の確認や見直しを含めた協議等を実施することとしました。
17		3 関係機関及び関係団体との連携	保健所長は、法第21条（法第26条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）又は法第47条の規定による移送を行うに当たり、消防本部と連携する場合に、県が構築する入院調整体制により、円滑に移送を行います。 また、消防本部が傷病者を搬送した後、当該傷病者が法第12条第1項第1号等に規定する患者等であると医療機関が判断した場合には、本市は、当該感染症等に関し適切に情報等を医療機関から消防本部に提供するよう協力を求めます。	医療機関から消防への情報提供に関する確認	●消防本部が傷病者を搬送した後、当該傷病者が法第12条第1項第1号等に規定する患者等であると医療機関が判断した場合における、当該感染症等に関する情報等を医療機関から消防本部へ提供することの趣旨を整理しました。
18	第8 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	2 厚生労働省令で定める体制の確保に係る本市における方策	国、県及び保健所設置市間の役割分担のもと、本市は、基本指針に基づき、次の事項について数値目標を定めます。	数値目標の達成及び有事に備えた体制の確保	●数値目標 2月に感染症患者の移送訓練を行いました。消防本部、寒川町、管内医療機関等が参加しました。 ●数値目標 感染症対応業務に必要な体制移行に向けた準備を進めるため、本庁等からの応援職員の名簿作成及び応援職員に対する感染症対策研修を行いました。引き続き、名簿の管理や必要な研修を実施することとしました。

茅ヶ崎市感染症予防計画 令和7年度進捗管理シート

No.	市予防計画（抜粋）		実施項目	令和7年度の実施状況（実績）
19	第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	2 本市における新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策	本市は、医療機関、医師会、薬剤師会や民間事業者への委託等や寒川町の協力を得て、外出自粛対象者の健康観察の体制の確保について、平時から県と協議の上、連携を図ります。	●感染症法第44条の3に基づく患者等の健康観察や外出自粛に係る寒川町に対する協力の求めに必要な感染症の患者に関する情報等の提供について、寒川町と協議し情報の取扱いや提供の範囲等について整理しました。引き続き、必要に応じて外出自粛対象者の健康観察に係る協議等を実施することとしました。
20			県は、療養生活の環境整備の一つとして宿泊施設を確保しますが、本市は、その運営体制について、平時から感染症対策協議会等を通じて、県とあらかじめ役割分担、費用負担のあり方等について協議します。	●保健所設置市所管域も含め、県全域での宿泊施設の確保を行う県と宿泊施設の費用負担について協議しました。
21			また、外出自粛対象者が介護保険の居宅サービスや障害福祉サービス等を受けている場合には、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等と連携を図ります。	●介護保険の居宅サービスや障害福祉サービス等を受けている対象者が外出自粛対象者となった場合においても、生活を継続することができる体制の確保について、事業者ごとに策定する業務継続計画等に係る状況など、関係課と情報共有を図りました。引き続き、必要に応じて本市所管部局等と情報共有を図ることとしました。
22			本市は、健康観察や生活支援等を効率的に行うため、県と連携しICTを積極的に活用します。	●効率的な健康観察の実施のため、平時から活用できるSMS（ショートメッセージ）を通じた感染症患者の接触者への連絡、電子申請システムやキントーンを活用した健康観察の実施に向けた準備・試作等を行いました。
23		3 関係機関及び関係団体との連携	本市は、外出自粛対象者の健康観察や生活支援等に当たっては、積極的に県や寒川町と連携し、必要な範囲で患者情報の提供を行います。 なお、県や寒川町の協力を得る場合は、感染症対策協議会等を活用し、あらかじめ情報提供の具体的な内容や役割分担、費用負担のあり方について協議します。 本市は、外出自粛対象者の健康観察や生活支援等の実施に当たっては、第二種協定指定医療機関や医師会、薬剤師会又は民間事業者に委託することなどについて検討します。	●感染症法第44条の3に基づく患者等の健康観察や外出自粛に係る寒川町に対する協力の求めに必要な感染症の患者に関する情報等の提供について、寒川町と協議し情報の取扱いや提供の範囲等について整理しました。
24	第11 感染症対策物資等の確保に関する事項	2 感染症対策物資等の確保に関する方策	本市は、新興感染症の汎流行時に、個人防護具等の供給及び流通を的確に行うため、個人防護具等の備蓄又は確保に努めます。 また、必要な措置を迅速かつ的確に講ずるため、本市は、保健所における感染症対策業務に従事する職員の使用量2か月分を目安として、個人防護具等の備蓄に努めます。	●新興感染症の汎流行時に必要となる、保健所における感染症対策業務に従事する職員の使用量2か月分の個人防護具（サージ・カフマスク・N95マスク・アイレゾング・フェイスシールド・非滅菌手袋）について、在庫数や保管場所等の確認及び物品管理表による適切な管理を行いました。また、関係課で必要な個人防護具等を購入し備蓄しました。 ●「感染症患者等の移送に関する取決事項」の改定協議を行い、移送を消防本部に依頼する際に使用する個人防護具は原則保健所が調達し、移送に使用した資器材は原則消防本部が廃棄し、感染症の性状や国の通知等に応じて保健所と協議することを確認し、役割分担を明確にしました。
25	第12 感染症に関する啓発に及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	2 本市における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策	本市は、診療、就学、就業又は交通機関の利用等の場面において、感染症の患者、医療従事者及びそれらの家族等への差別や偏見の排除等のため、必要な広報を行い、相談機能の充実等住民に身近なサービスを充実させます。特に、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についてのわかりやすい情報提供、相談等のリスクコミュニケーションを積極的に行います。 また、感染症対策協議会等で議論を行う際には、患者等の人権を考慮して感染症対策の議論を行います。	●ホームページ等を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発を行い、感染症に関する差別や偏見につながらないよう情報発信を行いました。 ●保健所で実施する性感染症の検査や相談については匿名性を十分に担保し、プライバシーに配慮した体制を確保しました。
26			本市は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策や感染症検査等に関する研修会や講習会等に職員を積極的に派遣するとともに、本市においても感染症に関する研修会や講習会を開催することなどにより保健所の職員等に対する研修の充実を図ります。 さらに、これらにより感染症に関する知識を習得した者を保健所において活用等を図ります。	●厚生労働省、国立健康危機管理研究機構、県、他保健所設置市、関係団体、医療機関及び市内関係課主催の研修等に参加し、担当課内で共有しました。また、研修を受講した職員を講師として登用することで、感染症対応人材の育成に努めました。 ●保健所の感染症有事体制の構成人員を対象とした研修及び訓練、結核医療従事者研修等の感染症に関する研修会、保育施設向けの研修等を実施しました。また、市内の中学校、高校、障がい者施設及び高齢者施設からの依頼に応じて出前研修を行いました。
27	第13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	2 本市における感染症に関する人材の養成及び資質の向上	加えて、本市は、IHEAT要員の確保や研修、連絡体制の整備やIHEAT要員及びその所属機関との連携の強化などを通じて、IHEAT要員による支援体制を確保します。 また、実践的な訓練の実施や支援を受けるための体制を整備するなど、平時からIHEAT要員の活用を想定した準備を行います。	●感染症対応をテーマに保健衛生職等を対象として実施した保健衛生研修にIHEAT要員が参加しました。IHEAT要員だけでなく、令和7年度に本庁等からの受援の流れを整理したことから、受援時のオリエンテーション資料は作成は令和8年度に実施することとしました。
28			実践的な訓練の実施や支援を受けるための体制を整備するなど、平時からIHEAT要員の活用を想定した準備を行います。	●感染症対応をテーマに保健衛生職等を対象として実施した保健衛生研修にIHEAT要員が参加しました。また国が実施するIHEAT養成研修に本市の登録者6名が参加しました。IHEAT要員だけでなく、令和7年度に本庁等からの受援の流れを整理したことから、受援時のオリエンテーション資料の作成は令和8年度に実施することとしました。

茅ヶ崎市感染症予防計画 令和7年度進捗管理シート

No.	市予防計画（抜粋）			実施項目	令和7年度の実施状況（実績）
29	第14 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	2 本市における感染症の予防に関する保健所の体制の確保	感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる保健所の人員数を想定し、感染症発生時においてその体制に迅速に切り替えることができるようにします。	有事における指揮命令系統の検討	●茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定し、新興感染症対応に係る事前準備や有事対応の在り方について整理しました。
30				人員確保の方策の検討	●関係課と協議を行い、感染症有事体制における保健所への応援職員の登録及び担当業務の分担等を実施しました。 ●また、応援職員向けの研修及び訓練の実施、新興感染症対応マニュアルを作成しました。
31			本市は、広域的な感染症のまん延の防止の観点から、感染経路の特定、濃厚接触者の把握に係る積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施するために、感染症の拡大を想定し、保健所における人員体制や設備等を整備します。 また、体制の整備に当たっては、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄を始め、業務の外部委託や県における一元的な実施、ICTの活用などを通じた業務の効率化を積極的に進めるとともに、IHEAT要員や寒川町からの外部の応援体制を含めた人員体制及び受入体制を構築（応援派遣要請のタイミングの想定も含む。）します。 さらに、本市は、住民及び職員等の精神保健福祉対策等を行います。	業務の一元化及び外部委託に関する検討	●県が締結する検査措置協定に係る検査の仕様について県及び保健所設置市で共有を図り、仕様書案を作成しました。 ●自宅療養者の生活支援に係る業務委託の仕様書案を作成しました。
32				住民及び職員等の精神保健福祉対策を行う体制の検討	●住民の精神保健福祉対策のため、精神科医師、保健師、精神保健福祉士による「こころの健康相談」を対面・電話等により実施するとともに、広報紙、メール配信等を活用し、広く周知を行うことにより、平時から相談体制を確保しました。 ●心の健康づくり計画を改定し、第3期心の健康づくり計画を策定しました。
33					
34			本市は、地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置します。	保健所長を補佐する統括保健師等の配置	●統括保健師等の配置についての方向性が整理できるまでの間、茅ヶ崎市保健所健康危機対応計画（感染症編）で整理したとおり、感染症有事においては、茅ヶ崎市保健所感染症等対策本部の下に班体制を敷き、所内で連携して患者対応や関係機関対応、受援等の本庁との調整を進めることとしました。
35	第16 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	2 災害防疫	災害発生時は生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下することから、本市は、関係機関及び関係団体と連携し、感染症の発生予防やまん延防止のため、保健所等を拠点とした防疫活動及び保健活動等を実施します。	避難所における防疫対策の実施	●配備職員向けに嘔吐物処理及び個人防護具着脱に係る動画及び手順書を作成及び共有し、避難所における感染症対応の向上に努めました。 ●感染症対策BOX内の次亜塩素酸ナトリウムに適量のシールを張るなど、配備職員が使用しやすいよう対策を行いました。 ●避難所運営マニュアルの改訂で感染症対策の内容を盛り込みました。
36					
37		3 動物由来感染症対策	本市は、動物由来感染症に対する必要な措置等を速やかに行うため、獣医師等に対し、法第13条に規定する届出や狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に規定する届出の義務について周知を行います。 また、ワンヘルス・アプローチに基づき、関係機関及び医師会、獣医師会等の関係団体等との情報交換を行うこと等により連携を図り、住民への情報提供を行います。	獣医師等に対する届出義務に関する周知	●獣医師と対面する機会を活かして、法に基づく届出について周知する中で、特に狂犬病予防法改正に関わる最新知見について共有を図りました。 ●動物由来感染症について、関係機関や獣医師会等と連携を図り、管内獣医師や市民への注意喚起を行いました。
38		5 薬剤耐性対策	本市は、医療機関において、薬剤耐性の対策及び抗菌薬の適正使用が行われるよう、適切な方策を講じます。	医療機関における薬剤耐性の対策及び抗菌薬の適正使用に係る方策	●感染対策向上加算1を取得している3医療機関主催の合同カンファレンスや訓練に参加し、薬剤耐性対策に関する報告や医療機関との情報共有を図りました。 ●県衛生研究所からの薬剤耐性に関する情報など必要に応じて所内で情報共有を図りました。 ●全国保健所長会・日本公衆衛生協会主催のオンラインAMR対策公衆衛生セミナーに参加し、薬剤耐性の基礎やアウトブレイク時の対応について講話を受けました。 ●病院等への立入検査を通じて、抗菌薬の適正使用について指導・助言をしました。
39					